

# 福岡県公報

平成二十一年九月十八日  
第三千十八号  
増刊 ①

## 目次

訓 令(第十一号)

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)

## 訓 令

福岡県訓令第十一号

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十四項の次に次のように加える。

十四の二	福岡県知事印	14の二	てん書	保健福祉事務所専用	当該保健福祉事務所長
------	--------	------	-----	-----------	------------

別表第一の十七の二項を次のように改める。

					1 建設業法第三条第一項の規定による建設業許可通知書(更新分)
					2 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条の六第一号)

一 項第一号及び同法第十八条第二十二項第一号の規定による仮使用の承認通知書、同法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定通知書、同項第五号の規定による道路位置の指定通知書、同法第四十三条第一項の規定による接道基準外建築の許可通知書、同法第四十四条第一項第二号の規定による道路内の建築許可通知書、同法第四十四条第一項第三号の規定による道路内建築制限の緩和に係る認定通知書、同法第四十八条各項ただし書の規定による建築許可に係る通知書、同法第五十五条第二項の規定による高さ制限緩和に係る認定通知書、同法第五十七条第一項の規定による高架工作物内建築物の高さ制限緩和に係る認定通知書、同法第六十八条第五項の規定による景観地区内の高さ等制限緩和に係る認定通知書、同法第六十八条の三第一項から第三項並びに第七項の規定による再開発等促

二 十七の

福岡県知事印

2 17の

てん書

方二七

進区等内の建築制限の緩和に係る認定通知書、同法第六十八條の四並びに同法第六十八條の五の五第一項の規定による地区計画等区域内における容積率の特例に係る認定通知書、同法第六十八條の五の六の規定による地区計画等区域内における建ぺい率の特例に係る認定通知書、同法第八十六條第一項並びに第二項の規定によるみなし敷地等における建築制限の緩和に係る認定通知書、同法第八十六條の二第一項による広告認定対象区域内における認定外建築物の建築に係る認定通知書、同法第八十六條の五第二項によるみなし敷地等における建築制限緩和認定の取り消し通知書、同法第八十六條の六第二項の規定による総合的設計による一団地の建物に係る特例認定通知書、同法第八十六條の八第一項の規定による全体計画に係る認定通知書、同法第八十六條の八第三項の規定による全体計画変更による

福岡、久留米、北九州、飯塚及び那珂県土整備事務所

係る認定通知書、同法第八十六條の八第五項の規定による違反工事に対する措置命令書、同法第八十六條の八第六項の規定による全体計画認定の取消通知書、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四條の四第一項第一号水又は第四号の規定による道路位置指定基準特例認定通知書、福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）第四條の規定による災害危険区域内の建築制限の特例認定通知書、同条例第七條の規定による劇場等の屋外への出口設置の特例認定通知書、同条例第二十條第一項の規定による接道条件の特例認定通知書、同条例第二十五條の三第一号並びに第二号の規定による道に関する基準の特例認定通知書、福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の規定による私道廃止・変更の通知書

3 建築士法（昭和二

十五年法律第二百一十二号（第二十三条の三）第二項の規定による建築事務所登録済通知書及び同法第二十三条の八第二項の規定による建築事務所登録抹消通知書

4 宅地建物取引業法第五条第一項に規定する免許（更新分）の基準に係る身元照会文書及び同条第二項の規定による宅地建物取引業免許（更新分）の拒否通知書

、同法第六条の規定による宅地建物取引業免許証（更新分）、同法第十八条に規定する宅地建物取引主任者登録の基準に係る身元照会文書、同法第七十二条第一項の規定による報告又は立入検査に係る文書及び同法第二項の規定による報告を求める文書及び宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十四条の四第一項の規定による宅地建物取引主任者登録通知書、同規則第十四条の四第二項の規定による宅地建物取引主任者資格登録の拒否通知書、同規則第十四

別表第一の十七の二項の次に次のように加える。

条の七第二項の規定による宅地建物取引主任者資格登録簿搭載事項の変更登録通知書、同規則第十四条の八の規定による宅地建物取引主任者資格登録の消除通知書

5 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十三条第二項の規定による浄化槽工事者登録済通知書並びに建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第九条第一項の規定による建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書

6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成二十二年法律第百四号）第二十一条第一項の規定による解体工事業者登録通知書（那珂県土整備事務所については2に限る）

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条及び第三十二条の規定による母子寡

四十七の	三十七の
福岡県知事印	福岡県知事印
4 17の てん書	3 17の てん書
方二七 婦福祉資金貸付決定 通知書、障害者自立 支援法（平成十七年 法律第二百二十三号） 第三十六条第一項の 規定による指定障害 福祉サービス事業者 指定通知書、同法第 三十八条第一項の規 定による指定障害者 支援施設指定通知書 母子及び寡婦福祉法 第十三条及び第三十 二条の規定による母 子寡婦福祉資金貸付 決定通知書、障害者 自立支援法第三十六 条第一項の規定によ る指定障害福祉サー ビス事業者指定通知 書、同法第三十八条 第一項の規定による 指定障害者支援施設 指定通知書、廃棄物 の処理及び清掃に関 する法律（昭和四十 五年法律第三百七十 七号）第十四条第一 項及び第二項並びに 同法第十四条の第二 項の規定による産業 廃棄物収集運搬業許 可証、同法第十四条 第五項に規定する許 可の基準に係る犯歴 照会文書及び意見照 会文書、同法第十四 条の四第一項及び第 二項並びに同法第十	方二七 宗像・遠賀及び 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所 長 北筑後及び南筑 後保健福祉環境 事務所長

別表第一の三十六の二項を次のように改める。

建築基準法第九条第 一項又は第十項の規 定（同法第九十条の 二第一項において準 用する場合を含む。） による違反建築物に 対する措置命令書、 同法第九条第二項の 規定（同法第十条、 第九十条の二第一項 において準用する場 合を含む。）による 意見書の提出に関す る通知書、同法第九 条第五項の規定（同 法第九条第八項、第 十条及び第四十五 条第二項において準用 する場合を含む。）	四条の五第一項の規 定による特別産業廃 棄物収集運搬業許可 証、同法第十四条の 四第十項に規定する 許可の基準に係る犯 歴照会及び意見照会 文書、使用済自動車 の再生資源化等に関 する法律（平成十四 年法律第八十七号） 第四十五条第一項に 規定する登録の基準 に係る犯歴照会文書 、同法第五十六条第 一項に規定する登録 の基準に係る犯歴照 会文書

三十六 の二 福岡県北九州県土 整備事務所長印	2 36の てん書 方二	による意見の聴取通知書及び同公告、同法第九条第七項の規定（同法第十條において準用する場合を含む。）による仮命令書、同法第九条第九項の規定（同法第十條において準用する場合を含む。）による措置命令の取消通知書、同法第十條第一項の規定による危険・有害建築物に対する措置命令書、同法第四十八條第十四項の規定による意見聴取の公告及び同法第八十五條第五項の規定による仮設建築物に対する建築許可通知書並びに福岡県証明手数料条例（昭和四十四年条例第九号）第二條の規定による証明書のうち建設業法の許可を受けている旨の証明その他同法関係証明、建築基準法の規定による工事届出の提出済証明、道路位置指定証明、建築許可証明及び違反命令書の交付を受けていない旨の証明その他同法関係証明、建築士法の規定による登録済証明その他同法関係証明及び宅地建物取引業法の免許を受け
北九州県土整備事務所長		

別表第一の三十六の二項の次に次のように加える。

三十六 の六 福岡県南筑後保健 福祉環境事務所長 印	三十六 の五 福岡県北筑後保健 福祉環境事務所長 印	三十六 の四 福岡県嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所 所長印	三十六 の三 福岡県宗像・遠賀 保健福祉環境事務所 所長印	ている旨の証明その他同法関係証明並びに住宅金融支援機構設計審査合格通知書及び住宅金融支援機構現場審査合格通知書
6 36の てん書 方二	5 36の てん書 方二	4 36の てん書 方二	3 36の てん書 方二	
福岡県事務委任規則第二十条第六項から第十七項及び第十九項に掲げる保健福祉環境事務所長に同規則に基づき委任された事務	福岡県事務委任規則第二十条第六項から第十二項、第十四項から第十七項及び第十九項に掲げる保健福祉環境事務所長に同規則に基づき委任された事務	福岡県事務委任規則第二十条第六項から第十三項に掲げる保健福祉環境事務所長に同規則に基づき委任された事務	福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）第二十条第六項から第十三項に掲げる保健福祉環境事務所長に同規則に基づき委任された事務	
南筑後保健福祉 環境事務所長	北筑後保健福祉 環境事務所長	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所 長	宗像・遠賀保健 福祉環境事務所 長	

三十六 の十四	福岡県朝倉農林事務所長印	三十六 の十三	福岡県朝倉農林事務所長印	三十六 の十二	福岡県福岡農林事務所長印	三十六 の十一	福岡県福岡農林事務所長印	三十六 の十	福岡県北九州県土整備事務所長印	三十六 の九	福岡県京築県土整備事務所長印	三十六 の八	福岡県南筑後県土整備事務所長印	三十六 の七	福岡県福岡県土整備事務所長印
14	36の	13	36の	12	36の	11	36の	10	36の	9	36の	8	36の	7	36の
	てん書		てん書		てん書		てん書		てん書		てん書		てん書		てん書
	方二		方二		方二		方二		方二		方二		方二		方二
	福岡県事務決裁規程に基づき朝倉農林事務所久留米普及指導センター長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき朝倉農林事務所朝倉普及指導センター長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき福岡農林事務所北筑前普及指導センター長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき福岡農林事務所福岡普及指導センター長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき北九州県土整備事務所宗像支所長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき京築県土整備事務所行橋支所長が専決する事務		福岡県事務決裁規程に基づき南筑後県土整備事務所柳川支所長が専決する事務		福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)に基づき福岡県土整備事務所前原支所長が専決する事務
	朝倉農林事務所久留米普及指導センター長		朝倉農林事務所朝倉普及指導センター長		福岡農林事務所北筑前普及指導センター長		福岡農林事務所福岡普及指導センター長		北九州県土整備事務所宗像支所長		京築県土整備事務所行橋支所長		南筑後県土整備事務所柳川支所長		福岡県土整備事務所前原支所長

別表第一の四十二項を次のように改める。

四十二 (長印)	福岡県(分場等名)	42	てん書	方二	福岡県事務委任規則第十一条の第二項に掲げる分場等の長に、同規則に基づき委任された事務	当該分場等の長	
三十六 の二十	福岡県行橋農林事務所長印	20	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき行橋農林事務所京築普及指導センター長が専決する事務	行橋農林事務所長
三十六 の十九	福岡県筑後農林事務所長印	19	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき筑後農林事務所八女普及指導センター長が専決する事務	筑後農林事務所八女普及指導センター長
三十六 の十八	福岡県筑後農林事務所長印	18	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき筑後農林事務所南筑後普及指導センター長が専決する事務	筑後農林事務所南筑後普及指導センター長
三十六 の十七	福岡県飯塚農林事務所長印	17	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき飯塚農林事務所田川普及指導センター長が専決する事務	飯塚農林事務所田川普及指導センター長
三十六 の十六	福岡県飯塚農林事務所長印	16	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき飯塚農林事務所飯塚普及指導センター長が専決する事務	飯塚農林事務所飯塚普及指導センター長
三十六 の十五	福岡県八幡農林事務所長印	15	36の	てん書	方二	福岡県事務決裁規程に基づき八幡農林事務所北九州普及指導センター長が専決する事務	八幡農林事務所長

別表第一の五十六項の次に次のように加える。

五十六の二	福岡県(分場等名)建築主事印	2	56の二	てん書	方二	建築基準法により建築主事が発行する文書	当該建築主事
-------	----------------	---	------	-----	----	---------------------	--------

別表第一の六十二項を次のように改める。

六十二	福岡県保健福祉環境事務所長印	62	てん書	方二	生活保護法(医療)調剤券、介護(医療)調剤券、医療要否意見書(入居院(継続)、老人保健施設療養要否意見書(入居院(継続)、老人保健施設療養要否意見書(通所継続))、訪問看護要否意見書(継続)、老人訪問看護要否意見書(継続)、精神疾患入院要否意見書、介護券送付書、保護変更決定通知書、口座振替通知書、納入通知書兼領収証、履行延期承認通知書、督促状及び催告状に係る電算出力用帳票専用	保護・援護課長
-----	----------------	----	-----	----	---	---------

別表第一の六十二項の次に次のように加える。

						生活保護法(医療)調剤券、介護(医療)調剤券、医療要否意見書(入居院(継続)、老人保健施設療養要否意見書(入居院(継続)、老人保健施設療養要否意見書(通所継続))、訪問	
--	--	--	--	--	--	--	--

六十二の二	福岡県保健福祉事務所長印	2	62の二	てん書	方二	訪問看護要否意見書(継続)、老人訪問看護要否意見書(継続)、精神疾患入院要否意見書、介護券送付書、保護変更決定通知書、口座振替通知書、納入通知書兼領収証、履行延期承認通知書、督促状及び催告状に係る電算出力用帳票専用	保護・援護課長
-------	--------------	---	------	-----	----	---	---------

別表第二中

13、14、15、18

福岡県知事印
(出先機関名) 専用

を

13、14、14の2、15、18

福岡県知事印
(出先機関名) 専用

に、

17の2

福岡県知事印
(土木事務所名) 建築指導課

を

<p>56</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 (出先機関名) 建築主事印</p> </div> <p style="text-align: center;">を</p>	<p>36の2～9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 事務所 長印</p> </div> <p style="text-align: center;">36の10</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県北九 州県土整備 事務所長印</p> </div> <p style="text-align: center;">36の11～20</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 農林 事務所長印</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">普及 指導センター</p> </div> <p style="text-align: center;">に</p>	<p>36の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県北 九州土木事 務所長印</p> </div> <p style="text-align: center;">を</p>	<p>17の4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 知事印</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">(保健福祉環境事務所名) 社会福祉課 環境課 (又は 社会福祉課 環境 指導課)</p> </div> <p style="text-align: center;">に</p>	<p>17の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 知事印</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">(県土整備事務所名) 建築指導課</p> </div> <p style="text-align: center;">17の3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 知事印</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">(保健福祉環境事務所名) 社会福祉課</p> </div>
---	--	---	--	---

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。  
附則

<p>62</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 保健福祉 環境事務 所長印</p> </div> <p style="text-align: center;">62の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 保健福祉 事務所長印</p> </div> <p style="text-align: center;">に、 改める。</p>	<p>62</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 保健福祉 環境事務 所長印</p> </div> <p style="text-align: center;">を</p>	<p>56</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 (出先機関名) 建築主事印</p> </div> <p style="text-align: center;">56の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">福岡県 (分場等名) 建築主事印</p> </div> <p style="text-align: center;">に</p>
---	---	---